

別表五(二)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が確定申告又は仮決算による中間申告をする場合に記載します。
- 2 「法人税及び地方法人税」の各欄は、各事業年度の所得に対する法人税（(1)に掲げるものを含むものとし、(2)及び(3)に掲げるものを除きます。以下2及び3において「所得法人税」といいます。）及び所得法人税に係る地方法人税（(3)及び(4)に掲げるものを除きます。）の額を記載します。
 - (1) 各連結事業年度の連結所得に対する法人税
 - (2) 法第38条第1項第2号《法人税額等の損金不算入》に掲げる法人税
 - (3) 附帯税（国税通則法第2条第4号《定義》に規定する附帯税をいいます。5において同じです。）
 - (4) 法第38条第1項第5号に掲げる地方法人税
- 3 「道府県民税」及び「市町村民税」の各欄は、所得法人税に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含みます。）の額を記載します。
- 4 「通算法人の通算税効果額の発生状況等の明細」の各欄は、通算税効果額（法第26条第4項《還付金等の益金不算入》に規定する通算税効果額をいいます。5において同じです。）の発生状況等を記載します。
- 5 当該事業年度において通算税効果額のうち附帯税に係る部分の金額を支払うこととなった場合には、当該金額を「当期分44」の「当期発生額②」の各欄の上段に外書として記載します。
- 6 当該事業年度において連結法人税個別帰属額（令和2年改正前の法第81条の18《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により法人税の負担額として帰せられ、又は法人税の減少額として帰せられる金額として計算される金額をいいます。）又は連結地方法人税個別帰属額（令和2年改正前の地方法人税法第15条《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により地方法人税の負担額として帰せられ、又は地方法人税の減少額として帰せられる金額として計算される金額をいいます。）がある場合には、「通算法人の通算税効果額の発生状況等の明細」の各欄は、当該連結法人税個別帰属額又は連結地方法人税個別帰属額の発生状況等を含めて記載します。